

2 介護保健施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	入所者の数が 人前定員を超 える場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、 作業療法士、 言語聴覚士又は 介護支援専門員 の員数が基準に 満たない場合	常勤のユニット リーダーをユ ニットごとに配 置していない等 ユニットごとに おける体制が 未整備である 場合	身体拘束禁止 未実施減算	夜勤職員配置 加算	短期集中ハ ビテーション 実施加算	認知症短期集 中ハビテーシ ョン実施加算	認知症ケア加 算	若年性認知症 入所者受入加 算	
イ 介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設 サービス費()	(一) 介護保健施設サービス費() <従来型個室> [基本型]	要介護1 (791 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-70単位	1日につき +243単位	1日につき +240単位 (週5日を 限度)	1日につき +76単位	1日につき +34単位	
			要介護2 (808 単位)					-81単位					
		(二) 介護保健施設サービス費() <従来型個室> [在宅強化型]	要介護1 (811 単位)					-86単位					
			要介護2 (814 単位)					-91単位					
		(三) 介護保健施設サービス費() <多床室> [基本型]	要介護1 (876 単位)					-74単位					
			要介護2 (892 単位)					-81単位					
			要介護3 (923 単位)					-88単位					
			要介護4 (938 単位)					-93単位					
	(四) 介護保健施設サービス費() <多床室> [在宅強化型]	要介護1 (922 単位)	-78単位										
		要介護2 (934 単位)	-82単位										
		要介護3 (954 単位)	-88単位										
		要介護4 (1016 単位)	-102単位										
	(2) 介護保健施設 サービス費() <療養型老健 看護職員を配置>	(一) 介護保健施設サービス費() <従来型個室> [療養型]	要介護1 (926 単位)					-79単位					
			要介護2 (937 単位)					-80単位					
		(二) 介護保健施設サービス費() <多床室> [療養型]	要介護1 (921 単位)					-89単位					
			要介護2 (986 単位)					-100単位					
		(3) 介護保健施設 サービス費() <療養型老健 看護オンコール体制>	(一) 介護保健施設サービス費() <従来型個室> [療養型]					要介護1 (1047 単位)					-79単位
								要介護2 (1057 単位)					-80単位
	(二) 介護保健施設サービス費() <多床室> [療養型]		要介護1 (974 単位)					-97単位					
			要介護2 (1048 単位)					-105単位					
(4) 介護保健施設 サービス費() <特別介護保健施設 サービス費>	(一) 介護保健施設サービス費() <従来型個室>	要介護1 (731 単位)	-73単位										
		要介護2 (792 単位)	-79単位										
	(二) 介護保健施設サービス費() <多床室>	要介護1 (843 単位)	-84単位										
		要介護2 (893 単位)	-89単位										
ロ ユニット型 介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型 介護保健施設 サービス費()	(一) ユニット型介護保健施設サービス費() <ユニット型個室> [基本型]	要介護1 (781 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-78単位	1日につき +243単位	1日につき +240単位 (週5日を 限度)	1日につき +76単位	1日につき +34単位	
			要介護2 (828 単位)					-83単位					
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費() <ユニット型個室> [在宅強化型]	要介護1 (888 単位)					-88単位					
			要介護2 (900 単位)					-90単位					
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費() <ユニット型個室の多床室> [基本型]	要介護1 (926 単位)					-86単位					
			要介護2 (937 単位)					-88単位					
			要介護3 (952 単位)					-90単位					
			要介護4 (974 単位)					-96単位					
	(四) ユニット型介護保健施設サービス費() <ユニット型個室の多床室> [在宅強化型]	要介護1 (974 単位)	-83単位										
		要介護2 (986 単位)	-84単位										
		要介護3 (1019 単位)	-89単位										
		要介護4 (1074 単位)	-107単位										
	(2) ユニット型 介護保健施設 サービス費() <療養型老健 看護職員を配置>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費() <ユニット型個室> [療養型]	要介護1 (826 単位)					-82単位					
			要介護2 (838 単位)					-83単位					
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費() <ユニット型個室の多床室> [療養型]	要介護1 (971 単位)					-97単位					
			要介護2 (1084 単位)					-108単位					
		(3) ユニット型 介護保健施設 サービス費() <療養型老健 看護オンコール体制>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費() <ユニット型個室> [療養型]					要介護1 (988 単位)					-88単位
								要介護2 (1098 単位)					-98単位
	(二) ユニット型介護保健施設サービス費() <ユニット型個室の多床室> [療養型]		要介護1 (974 単位)					-97単位					
			要介護2 (1238 単位)					-124単位					
(4) ユニット型 介護保健施設 サービス費() <ユニット型特別介護 保健施設サービス費>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費() <ユニット型個室>	要介護1 (889 単位)	-89単位										
		要介護2 (922 単位)	-92単位										
	(二) ユニット型特別介護保健施設サービス費() <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (870 単位)	-87単位										
		要介護2 (922 単位)	-92単位										
	(二) ユニット型特別介護保健施設サービス費() <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (972 単位)	-97単位										
		要介護2 (974 単位)	-97単位										
		要介護3 (972 単位)	-97単位										
		要介護4 (972 単位)	-97単位										

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認められた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定
注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 160単位を加算)
	(2) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 850単位を加算)
		療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を加算)
	(3) 死亡日	
注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算() (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算() (1日につき 57単位を加算)	
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)	
一 再入所時変更連携加算 (2)	(入所者1人につき1回を限度として400単位を加算)	注 変更マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
ホ 入所前後訪問指導加算() (2)	在宅強化型の場合 (1回につき 450単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (1回につき 450単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にいた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定
ホ 入所前後訪問指導加算() (2)	在宅強化型の場合 (1回につき 400単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (1回につき 480単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にいた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
ヘ 退所時等支援加算 (2)	(1) 退所時等支援加算	一 試行的退所時指導加算 (400単位)
		二 退所時情報提供加算 (500単位)
		三 退所前連携加算 (500単位)
	(2) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合		
ト 栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)	
チ 低栄養リスク改善加算 (2)	(1月につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
リ 経口移行加算 (2)	(1日につき 20単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
ヌ 経口維持加算(1月につき) (2)	(1) 経口維持加算() (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(2) 経口維持加算() (100単位)	注 経口維持加算()を算定していない場合は、算定しない。
ル 口腔衛生管理体制加算 (2)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ロ 口腔衛生管理加算 (2)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
リ 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
ロ 在宅復帰支援機能加算	(療養型老健に限り1日につき 10単位を加算)	
ロ かかりつけ医連携薬剤調整加算 (2)	(入所者1人につき1回を限度として125単位を加算)	
タ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき111単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき111単位を算定)
		(2) 特定治療
レ 所定疾患施設療養費 (2)	(1) 所定疾患施設療養費() (1月に1回7日を限度に、1日につき111単位を算定)	
	(2) 所定疾患施設療養費() (4月に1回7日を限度に、1日につき111単位を算定)	
ソ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)	
ツ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算) 療養型老健の場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)	
タ 認知症情報提供加算	(1回当たり) 350単位を加算	
ナ 地域連携連携計画情報提供加算 (2)	在宅強化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として100単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)	
テ 看護マネジメント加算 (2)	(イ)(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定 (1月につき 10単位を加算(3月に1回を限度))	
ト 接せつ支援加算 (2)	(1月につき 100単位を加算)	
ワ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ (1日につき 18単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算()ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)	
	(4) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)	
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位数 × 29 / 1000)	注 所定単位数は、イからウまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位数 × 29 / 1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位数 × 16 / 1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の90 / 100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の80 / 100)	
テ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位数 × 11 / 1000)	注 所定単位数は、イからウまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位数 × 11 / 1000)	

PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(2)を適用しない。